

維持管理工事施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理者の委託に基づき、施行者が行う維持管理工事（以下「委託工事等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(施行者の名称)

第2条 委託工事等の施行者は、「水道工事センター」という。

(委託工事等の指示)

第3条 水道工事センターは、工事事務所管理課長（以下「管理課長」という。）等の指示に基づき、委託工事等を施行するものとする。

- 2 管理課長は、第5条第1号から第8号及び第10、13、14号に掲げる業務を指示する。
- 3 営業課長は、第5条第7号から第9号及び第11号に掲げる業務を指示する。
- 4 設計課長及び水道課長は、第5条第12号に掲げる業務を指示する。
- 5 水道工事センターは、市民から修繕工事を直接受付けた場合は、直ちに管理課長に報告しなければならない。

(事務長の選任及び職務)

第4条 水道工事センターは、水道法（昭和38年法律第177号）第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者の資格を有する者を事務長として選任しなければならない。

- 2 事務長は、水道工事センターに関する事項及び従業員を総括し、管理課長又は営業課長の指示並びに業務の施行に関する指示等を円滑に処理しなければならない。

(委託工事等の施行範囲)

第5条 水道工事センターが行うことができる委託工事等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 導水管、送水管及び配水管ならびにこれらに付属する設備の修繕
- (2) 公道上における給水装置の修繕
- (3) 配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領に基づく施行
- (4) 土曜日、日曜日及び休日ならびに夜間の宿日直業務
- (5) 緊急時のバルブ操作補助業務
- (6) 給水車等による応急給水補助業務
- (7) 宅地内の漏水調査
- (8) 水道メーターの取付け及び引上げ
- (9) 取替等困難メーターの改善工事

- (10) 水道メーターの運搬業務
- (11) 停水に係る止水栓の開閉
- (12) 既設管等埋設状況確認のための試験堀
- (13) 北部福岡緊急連絡管及びそれに付属する設備の修繕 ※関係施行者のみ
- (14) その他管理課長が適切かつ必要と認める業務
(委託工事等の即日履行)

第6条 第3条の規定に基づき指示を受けた委託工事等は、即日履行するものとする。ただし、即日履行できない場合は、直ちにその旨を管理課長又は営業課長に報告しなければならない。

(業務報告)

第7条 事務長は、その日の委託工事等及び当該業務に関し、必要事項を別途定める様式により、速やかに管理課長又は営業課長に報告しなければならない。

(人員、車輛及び機具の配置)

第8条 水道工事センターは人員、車輛及び機具を、第10条の規定に基づき、管理課長が承認した場所に配置するものとする。

(制服及び名札の着用)

第9条 水道工事センターの従業員は、委託工事等に従事するときは、所属する水道工事センターの制服及び名札を着用しなければならない。

2 水道工事センターの従業員は、委託工事等に従事するときは、「水道工事センター従業員証(別紙様式)」を携行し、提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。

(事務所及び倉庫の位置等の届出)

第10条 水道工事センターは、事務所及び倉庫を新設若しくは変更する場合は、別紙様式により管理課長に届出て承認を受けなければならない。

2 水道工事センターは、事務所の正面に水道工事センター名を付した看板を設置しなければならない。

(雑 則)

第11条 委託工事等の実施に関し、この要綱に定めのない事項は、管理者が定める。

付 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年1月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

水道工事センター承認基準および事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、維持管理工事施行要綱第2条に定める水道工事センター及びその契約について必要な事項を定めるものとする。

(水道工事センターの設置及び募集)

第2条 管理者は、水道工事センターを設置する。

- 2 管理者は、水道工事センターとして契約を行う予定の者（以下「受託候補事業者」という。）を選定するため、受託候補事業者の数を定め公告し、募集を行う。
- 3 管理者は、前項の募集により、選定への参加申込をした者（以下「参加申込者」という。）に対し「水道工事センター業務委託受託候補事業者 選定実施要領」に基づく選定を行い、受託候補事業者を決定する。
- 4 管理者は、受託候補事業者に対し「水道工事センター業務委託受託候補事業者 契約要件適合審査要領」に基づく審査（以下「契約要件適合審査」という）を行い、審査に合格した者と水道工事センター業務委託の契約を行う。
- 5 管理者が募集を行わないで、現行の水道工事センター施行者と契約の更新をする場合の規定は、執行する事務のうち、契約要件適合審査に関するものについて準用する。

(参加申込書の提出)

第3条 参加申込者は、次の各号に掲げる書類（以下「参加申込書」という。）を配水管理課長に提出するものとする。

- (1) 水道工事センター業務委託受託候補事業者選定 参加申込書
- (2) 事務所等調書
- (3) 従業員調書
- (4) 所有機材調書
- (5) 施工実績調書
- (6) 研修等調書
- (7) 財務諸表の写し
- (8) その他、管理者が必要と認めるもの。

(参加資格)

第4条 参加申込者は、参加申込書の提出期限日時点において、次に掲げる条件を全て満たしていない場合、申込を行うことができない。

- (1) 北九州市内に本社を有する指定給水装置工事事業者であること。

(2) 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第7条に規定する有資格者名簿に、第2条第10号に規定する「管工事」及び第27号に規定する「水道施設工事」の資格を有するものとして記載されていること。

(3) 公告に規定する参加申込説明会に出席していること。

(4) 以下に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者の指定を受けて、3年を経過していない者

イ 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第3条に規定する指定の停止を受けて、その停止期間の終了後、3年を経過していない者

ウ 上下水道局から水道工事センター業務委託を受託したことがある者については、当該契約に係る契約書の第13条、第14条及び第15条における契約の解除権を行使されて、3年を経過していない者

エ 本市から指名停止を受けている期間中である者

（水道工事センター選考委員会の設置）

第5条 管理者は、受託候補事業者の選定及び審査を公平かつ厳正に行うため、水道工事センター選考委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会に必要な事項は別に定める。

（水道工事センターの条件）

第6条 水道工事センターは、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

(1) 健康保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法による各保険に加入していること。

(2) 施行に必要な人員、車輛及び機具を備え、工事事務所管理課長（以下「管理課長」という。）の指示する場所に配置すること。

(3) 人員は、水道工事センターに専属している者であって、契約者ごとにそのうち1名以上は給水装置工事主任技術者を配置すること。

(4) 水道工事センターごとに、給水装置工事主任技術者の資格を有する者を事務長に選任し、その所属する水道工事センター業務を処理させること。

(評定)

第7条 管理者は、水道工事センターの従事状況を把握するため定期的に、又は臨時に評定を行うものとする。

2 評定に関する事項は、管理者が別に定める。

(契約解除)

第8条 管理者は、水道工事センター業務委託契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、委託契約の解除をすることができる。

- (1) 第6条の要件を欠いたとき。
- (2) 第4条第4号エの規定に該当することとなったとき。
- (3) 正当な理由なく契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (4) 契約の履行に際し、不正の行為があったとき。
- (5) 契約事項に違反したとき。
- (6) 管理者の職務執行を妨げ、又はその指示に従わないとき。
- (7) 契約解除の申出があったとき。
- (8) 定期又は臨時の評定が著しく低く、かつ改める見込みがないと認められるとき。
- (9) 管理課長の許可なく、水道工事センター従業員証を交付していない者に施行を行わせたとき。
- (10) その他契約の解除を行う十分な事由がある場合。

2 前項各号により、契約解除によって生ずる管理者及び第三者に与える損害は、すべて当該契約者の負担によるものとする。

(契約者の補充)

第9条 管理者は、前条の規定により、委託契約を解除し、その補充が必要となったときは、この要領の手続きを経て水道工事センター業務委託契約者を補充するものとする。ただし、この要領に定める手続きをすいとまがないときは、手続きを省略して補充することができる。

付 則

この要領は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年4月1日)

(施行期日)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1号においては、北九州市水道局指定工事店規程(昭和49年水管規程第3号)(以下「工事店規程」という。)に基づく指定をうけ、引き続き法第16条の2第1項に基づく指定を受けた者は、従前の指定期間を引き継ぐものとする。
- 3 第3条第2号においては、工事店規程第27条に基づく停止及び取消しを受けた者は、従前の処分期間を引き継ぐものとする。

付 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年1月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年12月5日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。